

高山市職員の給与に関する条例及び高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 平成31年度の給与改定

(1) 給料表（第1条中別表第1～別表第3）

行政職給料表（1）、行政職給料表（2）及び医療職給料表ともに初任給及び若年層の給料月額を引上げ改定（平均0.08%引上げ）

(2) 諸手当

勤勉手当（第1条中第26条）

勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げ改定

区 分		改 正 前	改 正 後
一般職職員	6月期	0.925月	変更なし
	12月期	0.925月	0.975月
	計	1.850月	1.900月
管理職職員	6月期	1.125月	変更なし
	12月期	1.125月	1.175月
	計	2.250月	2.300月

(3) 実施時期

- ① 給料表 平成31年4月1日から適用
- ② 勤勉手当 令和元年12月1日から適用

2. 令和2年度以後の給与改定

(1) 諸手当

① 住居手当（第2条中第14条の2）

区 分	改正前	改正後
支給対象となる家賃額の下限	12,000円	16,000円
手当額の上限	27,000円	28,000円

② 勤勉手当（6月期と12月期の支給月数配分の見直し）（第2条中第26条）

区 分	改 正 前 (平成31年度)	改 正 後 (令和2年度以後)
一般職職員	6月期	0.925月
	12月期	0.975月
	計	1.900月
		変更なし

管理職職員	6月期	1.125月	1.150月
	12月期	1.175月	1.150月
	計	2.300月	変更なし

(2) 一般職の任期付職員の給与改定

① 給料表（第3条中第7条）

特定任期付職員の給料表を引上げ改定（1号給を1,000円引上げ）

② 諸手当

特定任期付職員の期末手当支給月数を0.05月分引上げ改定（第3条中第9条）

区 分		改 正 前 (平成31年度)	改 正 後 (令和2年度以後)
特定任期付 職員	6月期	1.675月	1.700月
	12月期	1.675月	1.700月
	計	3.350月	3.400月

(3) 実施時期

令和2年4月1日から施行